

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年一月十日

広島県収用委員会

一 通知を受けるべき者
別紙のとおり

二 通知すべき事項を記載した書類の名称
一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内か
ら同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町檜原字鷹原地内から同市黒瀬町津
江字新寺地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
東広島市 西条町馬木	二〇〇一番	保安林	山林	二八、四二二	—	九七八・五二二

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年一月三十日にその通知があったものと
みなされます。

氏名	住所
香川 文代	香川県丸亀市飯山町東坂元二〇番地
森内 悦子	大阪府大阪市住吉区長居一丁目二番二〇号長居パーク ハイツ 一八一四〇五号
堀田 こずえ	愛媛県松山市空港通一丁目三番五号谷第一ビル三〇一号
船越 史子	愛知県名古屋市中熱田区大宝二丁目四番二一四〇四号(白 鳥パークハイツ大宝)
森岡 正美	広島県呉市押込四丁目一番五号
保田 充	広島県呉市苗代町五九一番地の一
後藤 静香	広島県広島市西区己斐東二丁目二四番一〇号
後藤 憲二	広島県広島市西区己斐東二丁目二四番一〇号
大塚 隆雄	不明
大塚 眞	不明
小山 クニコ	不明
右記の外、(亡) 小山カツ ノ相続人のうち、通知すべ き事項を記載した書類の通 知を受けていない者	不明
右記の外、(亡) 森岡武助 相続人のうち、通知すべき 事項を記載した書類の通知 を受けていない者	不明